

## 四日市市農業委員会委員募集要項

### 1. 目的

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、四日市市農業委員会の委員を募集する。

### 2. 業務概要

- ・農地法等によりその権限に属した事項
- ・農地利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
- ・農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- ・農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定
- ・農地利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定

### 3. 任期

令和6年7月2日から令和8年7月19日まで

### 4. 身分及び報酬

四日市市の特別職の非常勤職員として、月額 28,000円

### 5. 募集人数

1人

### 6. 推薦を受ける者又は応募できる者の資格（応募資格）

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当するものとします。

- ・原則として四日市市に住所を有する者
- ・四日市市の一般職の職員でない者

※次に該当する者については、募集に応じる資格がありませんのでご注意ください。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 7. 推薦及び応募に係る手続等

所定の推薦書又は応募申込書に必要事項を記入の上、提出してください。

- ① 農業者等（推薦者が個人）が推薦する場合（第1号様式）
- ② 法人又は団体が推薦する場合（第2号様式）
- ③ 応募（自薦）の場合（第3号様式） 自ら記入してください。

※推薦者は市内在住者もしくは市内に所在する法人又は団体に限ります。

### 8. 募集の期間

令和6年4月15日(月)午前8時30分から令和6年5月9日(木)午後5時15分までの間、四日市市商工農水部農水振興課に、持参又は郵送により提出してください。

※持参される場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に提出することはできません。

※郵送される場合、**令和 6 年 5 月 9 日必着**です（消印有効ではありません）。また、封筒の表面に「農業委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。

※期間終了後、募集人数に満たない場合は、募集期間の延長をします。この場合、四日市市のホームページでお知らせします。

## 9. 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間（4 月下旬）と期間の終了後（5 月中旬）に、四日市市のホームページで公表します。

公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された住所及び連絡先以外のすべてとなります。

## 10. 選考方法、結果及び任命

応募者が募集人数を超えた場合その他必要と認める場合には、四日市市農業委員会委員候補者選考委員会において面接を行い、候補者を選考し、市長が選任のうえ、市議会の同意を得て、市長が任命します。選考結果は、7 月上旬に四日市市のホームページで公表します。

※法律の規定により選考にあたっては、次の条件があります。

- ・委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

## 11. 記入上の注意

推薦書及び応募申込書の記入にあたっては、次のことに注意してください。

- ・「経歴」、「農業経営の状況」、「推薦（応募）理由」は詳しく記入してください。枠内に記入できない場合は、別紙（任意様式）に記入して提出してください。「経歴」欄には、農業に関連する経歴も記入してください。
- ・「認定農業者等であるか否かの別」

認定農業者等とは、四日市市が定める農業経営基盤強化促進基本構想で示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画について四日市市の認定を受けた農業者または法人の役職員等です（不明な場合は、お問い合わせください）。

## 12. その他

- ・推薦及び応募に要する費用は、すべて申し込みをされた方の負担となります。また、提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。
- ・提出する書類が 2 枚以上の場合は、ホチキス止めしてください。

問い合わせ・提出先

四日市市商工農水部農水振興課（市役所 7 階）

〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号

電話番号 059-354-8180